

第15回福岡市都市景観審議会会議録

<審議の概要>

(※委員の紹介など審議に直接関係のない部分を一部省略しております。)

(開 会)

【会長】審議の前ですが、委員の皆様にお諮りします。報道機関NHKからテレビカメラの頭撮り・写真撮影をさせてほしいとの申し出がっておりますが、これを認めてもよろしいでしょうか。

(異議なし)

【会長】ただいまから、第15回福岡市都市景観審議会を開催します。本日の出席者数について、事務局から報告をお願いします。

【都市景観室長】本日は、17名委員中13名の委員にご出席をいただいております。審議会の定足数につきましては、審議会規則第7条第3項に規定する2分の1以上の出席をいただいておりますことから、本審議会が成立いたしておりますことを報告させていただきます。

【会長】今回の議事録につきましては、事務局で作成し、委員の皆様へ送付します。修正の申し出がない場合は、議事録として確定させていただきます。

また、会議録は、福岡市情報公開条例第7条の各号ある非公開情報部分を除いて公開するものとなっております。委員の名前を除いた形で、市のホームページに掲載します。

傍聴の申し出は、ありますでしょうか

【都市景観室長】1名の方より、傍聴の申し出がっております。

【会長】本日の審議について、1名の方より傍聴の申し出がありましたので、福岡市都市景観審議会傍聴要綱に基づき、これを許可することとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

【会長】では、傍聴者の入室を認めます。

(事務局の誘導により傍聴者の入室)

【会長】本日は、議題1として、既に5回、慎重に審議を重ねて参りましたが、前回7月の審議会において、パブリックコメントを行うため「福岡市景観計画」(素案)としてまとめておりました「景観計画」について、市民の皆さまから提出されたご意見の報告とそれに対する対応などについて審議を行い、最終答申として取りまとめたいと考えております。

また、景観法及び景観計画に基づく施策の実施について、報告がございますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の資料について、まずは資料の確認からお願いします。

【都市景観室長】本日、お配りいたしております資料につきまして、ご説明いたします。まず、資料を確認いたします。

A4 1枚もので、『会議次第』それから『福岡市都市景観審議会委員名簿』、こちらがそれぞれ1枚ずつございます。続きまして、A4の冊子としまして、議案第1号『福岡市景観計画について(諮問)』それから『議案参考資料』がございます。また、報告1号といたしまして『景観法及び景観計画に基づく施策の実施について』という資料がございます。さらにA4青の表紙で『景観法及び福岡市都市景観条例等関係法令集』という冊子がございます。

以上6点が、本日の資料でございますが、過不足等ございましたら事務局へお願いします。

【会長】それでは、審議に入りますので、テレビ撮影の方は退出をお願いします。

【会長】では、議題「福岡市景観計画」について、事務局から説明をお願いします。

【都市景観室長】それでは、議案第1号「福岡市景観計画」について説明申し上げます。福岡市景観計画につきましては、平成22年7月に素案を諮問して以降、3回にわたって委員各位の熱心な御審議

をいただきまして、昨年の7月に答申をいただいたところでございます。

その後、素案につきまして9月にパブリックコメントを実施し、また2月7日に都市計画審議会へ付議し、原案にて承諾いただきました。これによりまして、景観法の規定に基づく手続きを全て終了いたしましたことから、今回、パブリックコメント等の結果についてご報告するとともに、福岡市景観計画(案)につきまして、最終的に諮問し、答申をいただこうとするものでございます。

説明にあたりましては「第15回 福岡市都市景観審議会 議案参考資料」で説明申し上げまして、福岡市景観計画(案)につきましては、適宜、参照することとしますので、よろしく願いいたします。

1ページをお願いいたします。

「1. 福岡市景観計画について」

まず、「(1) 景観計画を策定する主旨」でございますが、本市におきましては、昭和62年に都市景観条例を策定し都市景観形成地区の指定などの各種施策を展開してまいりました。一方、国におきましては、国民の景観に対する関心の高まりを背景に、自治体の景観施策を支援することを目的といたしまして、平成16年に景観法が制定され、法に基づく景観計画を策定できることとなりました。本市におきましても、景観計画を策定することによりまして、市民の誇りと来街者の印象を高め、都市の活力の一層の向上を図っていくことを目的に、景観計画を策定するものでございます。

「(2) 策定の効果」につきましては、これまで自主条例として取り組んできたことに加えまして、「道路などの公共空間において、民有空間と調和のとれた空間形成に向けて道路管理者などの協力を得ることが容易」となり、「また、屋外広告物などの許可申請と連携が可能となる」など、施策の充実が図られるとともに、「実効性の高い景観形成を図ることができる」というものでございます。

次に「2. 策定経過」でございますが、平成21年度の2月議会へ報告の上、本審議会へ諮問し、平成23年7月に素案の答申をいただきましたことから、8月に都市計画審議会へ報告いたしまして、9月にパブリックコメントを実施いたしております。

今後の予定につきましては、本審議会において最終的に答申をいただければ、3月を目途に、景観計画の策定に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

2ページをお願いいたします。

「3. 景観計画素案の検討概要」といたしまして、まず、「(1) 市民意見募集の実施結果の概要」について説明いたします。

「ア 目的」、「イ 意見募集期間」、「ウ 実施方法」につきましては記載のとおりでございます。

「エ. 意見の提出状況」につきましては、意見提出数が28通、28名の方からいただいております。さらに頂いた御意見を内容別に39件に分類いたしております。

39件の内訳としましては、景観計画に関する御意見が第3章から第7章まであわせて8件、その他景観計画の主旨とは少し異なるかと思われる御意見を29件、また景観計画の策定に関する御意見を2件いただいております。

「オ. 意見の要旨と本市の考え方」でございますが、まず、景観計画(案)の3-2ページをお願いいたします。

「第3章第2節大規模建築物等に関する行為の制限」全ゾーン共通「形態・意匠」の「1」に記載いたしております事項への御意見が1件ございました。

参考資料に戻りまして、意見の内容でございますが、主要交差点などは開放的な空地確保が望ましく、ランドマークとしての建物は不要、との内容でございました。

対する市の考え方でございますが、主要交差点やT字路など視線の集まる場所につきましては、これまでも街角広場のような空地だけでなく、アイストップとしての建築物など景観上の配慮を求めてきておりまして、今後とも景観形成上の重要なポイントの1つと考えられますことから、空地の取り方だけでなく、原案どおり、建物の形態意匠につきましても配慮を求めて参りたいと考えております。

3ページをお願いいたします。

景観計画（案）では4-1ページから4-75ページまでの「第4章 都市景観形成地区に関する事項」へのご意見が5件ございました。

内容でございますが、都市景観形成地区の指定にあたっては計画的市街地のみならず、既成の良好な住宅地も指定すべきとの意見が2件。またもっと市民が景観形成に参画できる仕組みを構築すべきであり、具体的な建築行為の制限内容に適合するかなどの判断手続きに、住民が参加できるような景観づくりを求めるご意見が3件ございました。

対する市の考え方でございますが、都市景観形成地区につきましては現在、計7地区を指定いたしておりますが、その地区の内容につきましては、シーサイドももちなどの計画的市街地だけでなく、天神地区やあるいは御供所地区のような既成市街地につきましても3地区を指定してきたところでございます。

次に市民参画の仕組みについてでございますが、都市景観形成地区を指定するに先立ちましては、都市景観条例の規定により、まずは住民の意見を聴くこととされておりまして、さらにその後、指定に向けて地域の熟度が高まりまして、地区景観形成方針や地区景観形成基準案を作成することになりました場合も、改めて住民の意見を聴くこととされております。

このように都市景観形成地区の指定制度は、手続きの面からも、地域の特性を活かした都市景観の形成に向けまして、地域と共働で、誘導を図っていく制度でございまして、実際、既成市街地の3地区を指定するにあたりましては、いずれも地域と十分に協議を行ったところでございます。

今後とも地区指定に向けた地域の熟度に応じまして、地域と共働で都市景観形成地区の指定に向けて取り組んでまいります。

次に、景観計画（案）の方では6-2ページでございますが、お開きをお願いいたします。「第6章 景観重要公共施設の景観形成に関する事項」への御意見が1件ございました。

内容についてでございますが、景観上重要な公共施設としての道路を整備するにあたりましては無電柱化が必要であり、無電柱化に向けた整備に関する方針を記述すべきであるとのご意見でございました。

対する市の考え方でございますが、今回、景観重要公共施設として指定いたします天神都市景観形成地区内の明治通り・渡辺通りの道路は、既に無電柱化を終えていますことから、当該区域の「道路の整備に関する事項」に無電柱化の記述をしなかったものでございまして、今後、電柱化区間を景観重要公共施設として指定する場合には、御意見のとおり、関係部局と協議の上で無電柱化に向けて検討して参りたいと考えております。

次に、景観計画（案）では7-1ページになりますけれども、「第7章 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項」へのご意見が1件ございました。

内容でございますが、良好な街なみの形成には屋外広告物の誘導・規制が必要であり、都市景観形成地区の取り組みにとどまらず、全市的に取り組んでいくよう期待するとのご意見でございました。

対する市の考え方でございますが、屋外広告物は都市景観上も重要な要素でありますことから、大規模建築物に屋外広告物を設置するにあたっては敷地内に集約し、必要最小限にまとめ、さらに位置・形態等への配慮を求めますとともに、都市景観形成地区へと指定することで地区景観形成基準に屋外広告物の規定を設けるなど、良好な景観の形成に向けて、広告物の面でも鋭意、取り組んでいるものと考えております。

また、屋外広告物に対する規制や誘導につきましては、これまで都市景観条例と屋外広告物条例の2つで行ってまいりましたが、景観計画策定を機に、景観条例の具体的な基準は屋外広告物条例に委任されて一本化されたこともありまして、現在、屋外広告物審議会にて誘導や規制など、本市の屋外広告物行政のあり方について、十分な議論を行い、検討しているところでございます。

次に、その他のご意見、29件について説明申し上げます。4ページをお願いいたします。

まず、「景観形成地区以外の地域のまちづくりの制度設計が必要」との御意見や、ヨーロッパ等の事例

を挙げられまして、「街並みを守るために紛争予防条例だけでなく市民や自治体が権限を持つような条例制定をすべき」とのご意見を6件いただいております。

市の考え方でございますが、景観計画策定にあたって市全域を景観形成が必要な地区としており、かつ積極的に誘導を図っていく地区として地域住民と共働で都市景観形成地区を指定し、実効性の高い地区景観形成づくりに取り組んでいくこととしております。

一方、景観形成地区以外の地区につきましては、出前講座や景観づくり地域団体の認定あるいは助成制度等により、地区の指定に向けた働き掛けを行っているところであり、指定に至るまでの措置といたしまして、大規模建築物の届出制度の改善を図りながら、助言指導を行っていくことといたしております。

今後とも地域と共働で良好な景観づくりに向けまして、積極的に取り組んでまいります。

5ページをお願いいたします。

また「高さの規制」を導入すべきとの御意見を、4件いただいております。

対する市の考え方でございますが、都市景観形成地区指定制度では、地区景観形成基準として高さの規定を設けることも可能であり、実際シーサイドももち地区や御供所地区におきまして高さ規定を設けた実績もございます。

高さ規制につきましては、今後とも地域と共働で景観形成地区の指定を検討していく中で、必要に応じて取り組んでまいりたいと考えております。

その他「都市緑化を推進すべき」との御意見に対しましては、都市の緑は、都市景観の大切な要素の一つと考えておりまして、今後とも市民が主体となって行う、緑のまちづくり活動の支援などを通じ、景観に配慮した都市緑化の推進に努めてまいります。

また「貝塚公園等」について、景観重要公共施設として指定するとともに利用の便を図ってほしいとのご意見がございました。

対する市の考え方でございますが、都市景観形成上、特に重要な道路、河川、公園等の公共施設につきましては、施設管理者等と協議し、景観重要公共施設の指定に向けて取り組んでまいりたいと考えておりますが、利用時間につきましては景観重要公共施設の指定にあたって定める事項ではありませんことから、担当部署にご要望の内容はお伝えしたところでございます。

また景観計画の天神（明治通り・渡辺通り）都市景観形成地区における屋外広告物の届出基準を屋外広告物の許可の規格基準へ委任するにあたって、既存広告物への適用に関するご意見も頂いております。

都市景観形成地区内の屋外広告物の申請につきましては、事務の簡素化と実効性の確保を目的といたしまして、屋外広告物条例に一本化されますが、その際、既存広告物への影響など実施にあたりましては円滑な移行に向けまして、適切な対応を図ってまいりたいと考えております。

なお既存広告物への経過措置につきましては、1月16日の屋外広告物審議会におきまして、都市景観形成地区内の広告物に関する地区景観形成基準を屋外広告物条例の規格基準として告示すること、告示にあたりましては、公示の時点で適法に掲出されている広告物は適用除外とすること、また広告物を支える鉄骨等の架台が適法であれば、板面の広告物の表示内容を変更する場合も適用除外とすること等、について適当との答申を頂いたところでございます。

6ページをお願いいたします。

また計画策定に関する御意見として、「計画策定の初期段階から市民参加の機会を設けるべき」との御意見についてでございますが、本市は景観計画の元となった都市景観条例及び都市景観形成基本計画を検討するにあたりまして、予め市民代表や学識経験者を交えた懇談会を設置し、検討を重ねてまいりました。

また景観計画の策定にあたりまして、市民代表等で組織する都市景観審議会の審議などを経て、さらにパブリックコメントを実施するなど市民の御意見を幅広く伺ってまいったものと考えております。

今後は景観計画の策定によりまして、市民やエリアマネジメント団体等が景観整備機構や住民提案制度を活用することで、これまで以上に景観づくりに向けて参加する機会の充実が図られるものと考えております。

次に「(2) 都市計画審議会からの意見」について報告いたします。

まず、「ア. 都市計画審議会より意見を聴する理由」についてでございますが、「景観計画で定める良好な景観形成の方針が都市計画における土地利用等の内容と整合する必要がある」ことから、景観法の規定に基づき、平成24年2月7日の都市計画審議会に付議したものでございます。

「イ. 都市計画審議会の意見」でございますが、9月のパブリックコメントの結果を踏まえ、付議いたしましたところ「異存なし」として、原案どおり承諾いただいたところで。

最後に、「(3) 今後の対応」といたしまして、先に開催された都市計画審議会の中でのご要望を踏まえ、景観計画が策定されましたら、市民への広報に努めることや「市民参画のもと、都市景観形成地区の指定に取り組んでいくこと」、また、「景観誘導にあたっては、配慮事項の中でも特に色彩規定の遵守に向けて誘導していくこと」に努めてまいりたいと考えております。

以上、7月に答申いただきました素案について、景観法の規定に基づき、市民の意見を伺うとともに、都市計画審議会の意見を伺いまして、これにより「福岡市景観計画」の策定に向けた全ての手続きを終えましたことから、本審議会に対し、最終的に諮問するものでございます。

以上で、「福岡市景観計画」(案)に関する意見の聴取について、説明を終わります。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

【会長】 只今、事務局より説明がありましたが、これについてご質問、ご意見は、ございませんか。

【〇〇委員】 意見の中に既成の良好な住宅地においてもさらに指定を進めるべきという意見がありますがけれども、地区指定を進めて福岡市をより良い景観に絶対していこうというこの動きというのは本当に重要だと思います。ただこの7箇所だけでは、もちろん不足だと思います。

それで今後どのようにしていかれるのか、景観法の法文を見ましたら施行令で0.5ヘクタール以上の地域で、基本的には地権者等が発案すれば地区指定の網をかぶせることができるということなのですか。併せて今後の見通しについてどの様に都市景観形成地区を指定するのか、市が誘導していくのか、市民の提案を待つのかなど具体的にどうなっていくのか、教えていただけますか。

【都市景観室長】 都市景観形成地区指定制度というのは景観行政の施策の中でも、重要な制度と考えております。そういう意味では市内全域が都市景観形成地区で覆われていくことが理想だと考えています。その具体的な取り組みについてでございますが、現在はまだ7地区しか指定されていない状況でございますが、今後は計画的市街地だけではなく、もちろん既成市街地、それから住宅地におきましても、できる限り、出前講座などの機会を設けながら、働きかけていきたいと考えております。

2点目の住民提案制度についてですが、まず要件がございまして、一団のまとまった土地であること、賛同者の方が面積、それから地権者数でそれぞれ3分の2以上という要件がございまして、この点も踏まえまして、また住民提案制度は市民参画の制度でございますので、今後、活用できる分については活用していきたいと考えております。

【〇〇委員】 地区計画というのが片方でありましてけれども、それらに係る規定や基準との関係はどのようになるのですか。景観計画上の地域を指定する、今言った0.5ヘクタールの面積についてもそうですけれども、地区計画との関係ではどうなるのですか。

【都市景観室長】 地区計画は都市計画法に基づく制度で、都市景観形成地区は景観法に基づく制度で、適用する規制や基準などが異なる部分があります。それはどういうことかと言いますと、例えば建物の用途ですとか、敷地面積の最少とか最大ですとか規模の内容は、地区計画に定められますときちりと守られる。ただ景観計画の中の都市景観形成地区につきましては、敷地に関する制限はございません。むしろ形態・意匠とか色彩などについては、届出内容が基準にそぐわない場合については変更命令が出

せるというような、これは地区計画にはない制度でございまして、そういう基準の内容の違いが制度の違いになるとご理解いただければと思います。

【〇〇委員】地区計画の場合はもう絶対駄目だということで止まる、景観のほうは指導するという、そういうことですか。

【都市景観室長】地区計画に基づいて、建築基準法に基づく施行条例で定められますと建築確認の段階で適合性が問われ、建築確認申請済証が発行できないとして、実効性が担保されます。一方、景観計画に基づく都市景観形成地区の場合ですと、勧告にとどまるということになります。ただし、先ほど申しあげましたような色彩等につきましては変更命令は出せることになっています。

【〇〇委員】法の第7章で罰則というのも入っているようですけれども、どの程度の実効性の担保ができるのかとその後の対応はどのようになるのでしょうか。

【都市景観室長】それにつきましては、ちょっと先のほうでご説明をするようにしていただいておりますけれども、報告の資料の2ページをお願いいたします。2ページ左側のほうになりますが、現行の手続きのところでも申しあげますと、まず事前相談がございまして、その後、都市景観形成地区内の建築物の届出と大規模の届出で若干違うところがございまして、いずれにしても内容の審査を行いまして、その後に必要に応じて、アドバイザー等の意見も伺いながら、助言、指導を行って、最終的に適合する場合については行為の着手、仮に適合しない場合につきましても、行政指導といいますか、基準に適合するようお願いするというを明記した副本をお返しするという手続きになります。

一方の改正後でございまして、改正後につきましては、助言・指導のところまでは一緒なのですが、適合しない場合、この場合については行政指導ではなく勧告として指導ができる。さらに形態・意匠の色彩に関しては遵守されない場合は、変更を命じることができます。それでも聞かない場合については罰金、場合によっては懲役ということも法律上は考えられます。ただそれを押してまで工事をされた場合について、今のところ法の規定がございません。

【〇〇委員】福岡市の場合、住民が権利というか、これを守って欲しいと思っても、例えば、業者が建築基準法に則って建てるから、住民は何も言う権利はないんだというふうに業者が強く言えば、住民は何もないんだなと納得してしまう傾向があります。要するに市に紛争予防の条例があるとか、あるいは努力してみんなでつくってきた景観計画があるというような状況を知らない市民も大変多い。だからそういう意味では、業者にもものを言いながら地域を守っていこうとする思いはあっても、そういう市民を守るような法律はないんだというふうに思い込まされてしまう。もう何も言えないんだということで泣き寝入りというのも大変多いし、業者の方もそれにつけ込んでどんどんやっていく、福岡市はとても建てやすいという評判もあると聞いています。

だからそういう意味では、市民の中にこういう地域を守る制度への関心が深まるのが非常に重要だと思います。こうやって市も、そしてこういう審議会でも努力をしているのだと、そして地域の景観を守るために、福岡市の景観を守るために、福岡市が住みやすい都市になっていくためにこういう制度をつくっていると、こういう努力もやっているというのを、私はもっと知らせるべきだと思うし、方向性としては、より一層その気持ちを市民といっしょになって育んでいく必要があるというふうに思います。十分こういうものを周知していただきたいと思います。

【会長】ありがとうございます。ただいまのご意見は大変重要なお指摘だと思いますが、1つは、いろいろな制度の間での総合的な調整が必要だということです。それぞれ連携をきちんと取り合いながら対応していくようにということ、それから、市民への周知徹底が必要だというご意見をうかがいました。これは今後の制度設計等の検討が必要だというご意見もありますので、そういうところを踏まえて、しっかりと有効な制度にしていくように配慮をお願いします。

それでは他にご意見ありますでしょうか。

(意見なし)

【会長】いくつかのご意見をいただきましたが細かいところは私と事務局のほうで調整をさせていただいて、これを最終的なものになりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

【会長】 それでは長い間ご検討いただきましてありがとうございました。これでまた一步進んでいくことができると思いますし、また同じように、先ほど本審議会の委員からも指摘がございましたが、必ずしもこの地区に限られるわけではなくて、今後、こういう発想がしっかりと浸透していけば、また地区指定も増えてくる可能性があります。いずれにしても、市民にこういうことをしっかりと浸透させていくことが必要だと思います。

長い時間のご審議ありがとうございました。

次に、「景観法及び景観計画に基づく施策の実施について」事務局から説明をお願いします。

【都市景観室長】 それでは、「景観法及び景観計画に基づく施策の実施について」資料によりましてご報告申しあげます。座って説明させていただきます。

報告資料の1ページをお願いいたします。

まず、景観計画の策定に伴いまして、届出等の実効性を確保するため、都市景観条例の改正が必要となっておりまして。

都市景観条例の策定目的やこれまでの取り組み経緯、あるいは条例改正の主旨につきましては、記載のとおりでございますが、景観法と景観計画、都市景観条例との関係図を、下に記載いたしておりますので、図に沿って説明申しあげます。

景観行政につきましては、現在、福岡市都市景観条例に基づいて都市景観形成基本計画を策定し、この基本理念の下で、意識高揚や誘導制度など各種施策を定め、実施しているところでございます。

今回、欄の右側のほうになりますが、景観法に基づいて景観計画を策定するにあたりまして、都市景観条例の基本理念に沿って内容を定めるとともに、誘導制度である大規模建築物の届出条件などを見直しております。

このような景観計画の策定内容を踏まえまして、現行の都市景観条例につきまして、左側中程ですが、景観法に基づく手続きについて、一部改正する必要がございます。

また、あわせて、関係図の最も下となりますが、届出様式など、施行規則の一部改正が必要となります。この届出様式の改正は、条例に基づくものだけでなく、右側、景観法の規定に基づく改正も必要となっております。

この改正によりまして、良好な景観形成に向けて景観誘導の実効性を高め、一層の推進が図られるものと考えております。

次に、ページの右側、「2.都市景観条例の改正内容」として、主な変更点と都市景観審議会の審議について説明いたします。

まず「(1) 景観計画の策定等の追加」といたしまして、「景観計画の策定及び変更について、市民等の意見や計画に関する提案が反映できるよう、策定及び変更に関する手続き」を追加いたします。

また、四角の枠内でございますが、景観計画を策定あるいは変更しようとするとき、あるいは次の市民等から計画提案を頂いたものの景観計画の変更等に至らない場合におきましても、決定に先立って予め都市景観審議会の意見を聴くよう、規定を整備することとしております。

詳細な流れにつきましては、下図に記載のとおりでございます。

2ページをお願いいたします。

次に「(2) 景観法に基づく行為の届出等の追加」といたしまして、都市景観形成地区内での建築行為やその他の地区での大規模な建築行為等に関する届出の実効性を高めるため、自主条例に基づく任意の協力を前提とした届出から景観法に基づく届出義務とすべく規定を整備するとともに、四角の枠内で「行為の届出」として記載いたしておりますとおり、届出に係る対象規模を、現行の規定を見直した上で、定めることとしております。

また完了届につきましても、現在は規定はございませんが、今後は色彩などの現場確認ができるよう完了届出の規定を整備し、制度を充実してまいりたいと考えております。

最後に「報告等」としまして、届出の内容が基準に合致しないとして景観法第16条の規定に基づき

勧告等を行う場合であっても、予め都市景観審議会のご意見を聴くこととして、公正、公平かつ慎重な対応を行ってまいりたいと考えております。

詳細につきましては下図に、現行の手続きと条例改正後の流れを対比して記載いたしておりますので、ご参照いただきます。

次に、ページの右側、「(3) 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定等の追加」について、でございますが、現に良好な景観が形成されている地区にあって、シンボルとなるような外観の優れた建造物や樹木を、景観重要建造物あるいは景観重要樹木として指定できるよう手続き規定を整備いたします。

指定にあたりましては、現状の変更や使用に一定の制限がかかりますことから、都市景観審議会の御意見をうかがいまして、所有者等の十分な理解と同意を得るよう努め、慎重かつ適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、「3. 都市景観条例及び関連条例の改正（案）」についてでございますが、「(1) 都市景観条例の改正後の構成と関係条例」につきましては、中程に図で、条例の改正イメージをお示しいたしております。左側、現行条例の規定に加えまして、中程、これまで説明いたしました新たな手続き規定を追加してまいります。

また景観計画第7章で、屋外広告物に関する行為の制限に関する事項を定めましたことから、右側、屋外広告物法第6条の規定により屋外広告物条例等の禁止物件や規格基準に関する規定を整備する必要があります。

このため、先ほども申しあげましたが、1月16日に屋外広告物審議会を開催いたしまして、屋外広告物法第3条第2項第4号の規定に基づき、屋外広告物条例の禁止物件に「景観重要建造物」と「景観重要樹木」を追加し、また屋外広告物条例第9条の規定に基づきまして、規格に「都市景観形成地区の屋外広告物基準」を追加する告示案について諮問し、答申を頂いたところでございます。

最後に「(2) 条例等の改正スケジュール」でございます。景観計画につきましては、先ほど最終答申をいただきましたことから、3月に議会へ都市景観条例の一部を改正する条例案を屋外広告物条例の改正案と併せて上程いたしたいと考えております。

なお景観計画及び改正条例のうち、行為の届出に関する事項の施行につきましては、市民や事業者に混乱のないよう円滑な移行に向けて、周知期間を十分考慮し、10月からの施行を予定いたしております。

以上で、「景観法及び景観計画に基づく施策の実施について」説明を終わります。

以上でございます。

【会長】ただいまの報告について、ご質問、ご意見はございませんでしょうか。

【〇〇委員】1ページ左側のフローチャートの青い「景観法」、「景観計画」、それから右下に「景観計画の住民提案制度」が分かれていますけれども、景観計画の住民提案制度を含む4項目の扱いは、これは条例に記載されることになるということなんでしょうか。それとも、景観計画・条例とは分けて作成し、他の何らかの文書等に記載されるのでしょうか。

【都市景観室長】景観法の中では、景観計画の中に盛り込む規定と、盛り込まなくてもよろしい規定がございます。あくまで景観計画の中に盛り込むものについては条例の中で関係規定を整備するということございまして、住民提案制度自体につきましては、景観法の規定に基づいて直接施行される部分でございますので、特に条例のほうの改正については考えておりません。

【〇〇委員】他の3つの項目についてはどうでしょうか。住民提案制度の下に、景観形成基準等の厳守、それから景観整備機構の指定、さらに景観協定制度がありますが。

【都市景観室長】いずれも景観法の規定に基づいて行われるものということで、条例のほうに盛り込むことは考えておりません。

【〇〇委員】住民提案制度などは、一般の方々が提案するわけですから、こういう制度があるということと、活用するにはどうしたらいいのかということ、市民にお知らせするための文書なり手段なりが必要だと思うのですが、その点についてはどうなのですか。

【都市景観室長】単に景観計画だけではなくて、ご指摘のあったようないろいろな制度も含めて、景観計画の策定を機会に、周知に努めていきたいと考えております。

またその際には、類似の制度もありますので、それらの特徴も踏まえまして総合的な周知ができるよう、関係部局との連携をとりながら、周知に努めて参りたいと考えております。

【〇〇委員】それは景観計画の施行と同時に、これらの制度についても市民がアクセスできるようにするという事ですか。

【都市景観室長】アクセスというのが対応という意味でございましたら、地区指定の住民提案があった場合には、景観計画の変更という手続きが必要になりますので、当然ながら、景観計画が発効した時点で、住民提案と計画変更などの手続きについても事務的に進めていくということになるかと思っております。

【〇〇委員】景観計画以外の今話題に上っている4つの項目についてなのですが、いずれも景観法何条という根拠条文があるわけですね。例えば、住民提案制度でしたら景観法の11条ですとか。景観形成基準等の遵守(変更命令等)でしたら17条、景観整備機構の指定でしたら92条、景観協定制度的でしたら第4章とか、そういったことがあるんですけども、市民にこの文字だけをただ示しても、何を根拠にどういったことをすればいいのかというのが市民には見えにくいと思います。法律は景観法というものがあるんですけどただ言ったところで、それをどう利用しようかというときに、どんな手続きにのっとってやったらいいのかということがわからなければ利用ができないということで、手続き関係の法規の整備というのがやはり必要になってくるでしょうし、そういったものがなくても、手続きがこうなっていますよというアナウンスを行うというのは、やはり市民に対してして差し上げる必要がありますし、それが行政の責務ではないかというのが、先ほどの議論の中で関連することじゃないかと思っております。例えば、この資料は公開されるのですか。

【都市景観室長】審議会資料は、ホームページ上に公開されます。

【〇〇委員】ホームページ上に公開するときに、ただこの言葉だけが書いてあってもわかりにくいような気がいたしますから、景観法上の条文だけでも盛り込むと親切になるかと思っておりますし、プラスアルファでもっときちんとして手続きの整備というのは、これからの課題としては是非ご検討なさってはいかがでしょうかと思っております。

【会長】最初に簡潔に言いましたけれども、今、〇〇委員が丁寧に解説をしてくださいましたので、そういった内容のことをしっかり行政として考えてください。貴重な指摘でした。

他にご意見ありませんでしょうか。

【〇〇委員】報告資料1ページのほうなのですが、上のカッコの中(1)景観計画の策定等の追加の四角囲みの中で、これはわざわざ別に書いてあるのですが、2番目の丸印、計画提案に係る景観審議会の意見の聴取というところで、「計画提案を踏まえた景観計画の策定等をしない場合には、あらかじめ都市景観審議会の意見を聴く」というのは、これはどこかがしないとした場合にも聴きますよという意味ですか。それともするかしないかについて意見を聴くということでしょうか。意味がちよっとわからなかったのですが。

【都市景観室長】市民からいただいた景観計画の変更提案について、景観計画の変更をするかしないかの判断についてです。まず、景観計画の変更提案として事務局で検討させていただいて、変更する場合景観計画の変更として都市景観審議会にお諮りします。

一方、変更しない場合についても、慎重を期すために都市景観審議会にお諮りして、しない理由などを明示した上でご意見をいただくということでございます。

【〇〇委員】最初に事務局のほうで、これはすべきではないと判断して、審議会に諮ったが、審議をしたら、やっぱりこれは変更すべきだとなることもあり得るということですか。これが悪いか良いかは良くわからないけれども、意味の確認です。

【都市景観室長】まず案を事務局の方で検討して、その上で審議会にお諮りして、ご意見を踏まえた上で決定をしていくということでございます。

【〇〇委員】そういうことですね。

【会長】他にご質問、ご意見、ありませんでしょうか。

【〇〇委員】新しくこの地区を都市景観形成地区指定してほしいというような案が地域住民の中から出てきた場合に、ここの審議会の中で審議する際に、その方々の意見を聴く場というのを確保しておいたほうが良いと思うのですが、そういうことを是非会長のほうで、ご配慮等をいただけたらいいなと思っております。いかがでしょうか。

【会長】それは良いご提案だと思いますが、どう取り上げたらいいでしょうか。もちろん事務局のほうでも意見はしっかりと聴くでしょうが、審議会のほうで聴く必要がでた場合に、やはりそれは聞けるような仕組みにしておいたらいいんじゃないかというご提案だと思います。これはこの中には含まれないかもしれませんが。事務局いかがですか。

【都市景観室長】審議会規則の内容を詰めきっておりませんが、委員のご意見も踏まえまして検討したいと考えております。

【会長】オブザーバーとか傍聴とか、そういうふうな形でお願いすることもあろうかと思っておりますので、要は運用の仕方だと思います。これは今後配慮が必要なところかもしれません。特に市民参加ということ今回うたっておりますので、必要な場合には聴くような形式にしておいたほうが良いのかもしれませんが。

【〇〇委員】今の件について、審議会規則の5条の臨時委員の活用ということで対応はできませんか。

【会長】今決めることではないと思っておりますので、そういうところも含めて、検討しておいてください。いろいろ前向きのご意見がたくさん出て、他にありませんか。

【〇〇委員】先ほど広報面でのお話が出ていたのですが、参考資料の最後のページに都市計画審議会の方から広報に努めるというリクエストが出ているかと思っております。ホームページだけでなくいろいろな手段があると思うのですが、せっかくの機会ですので、ぜひ市政だよりとか広報番組とかでわかりやすく、しかも、御供所地区とか割とモデルケースも出てきているところですので、そういう個別のケースも取り上げながら、積極的な広報、PRに努めていただきたいと思います。

【会長】これはいろいろなメディアを検討して、周知の方法を検討して下さい。

【都市景観室長】はい。

【都市づくり推進部長】予算を要求しているところなので来年度になりますけれども、いろんな形で、住民参加の議論が進んでいます。私どもの部の中でも、景観に限らず、地域のまちづくりなども含めていろいろな方面から地域に入っております。その際、逆に地域の方から見て非常にわかりづらいところもあるので、まずは、地域住民の意向を踏まえたまちづくりが基本という視点から、さまざまなまちづくりの手法やルールについてもメニューとして、市民にわかりやすいリーフレットなどを、来年度作成できればと考えております。

その中で先ほどお話しいただきました地区計画でありますとか建築協定、そして今回答申をいただきましたのでこの景観計画に関する内容など諸々を関係部局と協議しながら、冊子を来年度作成してそれぞれの自治協議会でありますとか地域の皆さまにご覧いただけるような形で取り組んでいきたいと思っております。委員ご指摘の市民への周知につきましては、そういった考えで今後進めて参りたいと思っております。

【会長】ありがとうございます。それではご意見が出尽くしたように思いますが、本当にこの審議会の委員の皆さまの熱意を感じるような審議でした。建設的なご意見をありがとうございます。なお、実効性のある制度にしていくために、今後、関係者で努力をしていっていただきたいと思います。それと屋外広告物審議会でも検討していますが、違反広告物についても重点的な対応というか、配慮をお願いしたいと思います。市民から批判されないように、十分な配慮と、それから段階的な対応をお願いしたいと思います。

それではこの件についてはこれでご了解いただいたものとさせていただきます。

その他こういうことを福岡市でしていただきたいなというようなご意見はありませんでしょうか。

私は港とか空港とかそういう福岡の出入口が、博多駅はきれいに整備されましたけれども、やっぱり

顔としては、もうちょっと頑張っていたきたいなと思います。特に港は関係者で協議をして、総合的な観点から対応していくようになると思いますが。直接関係がないかもしれませんが、希望です。何となく、博多駅に対してかなり見劣りします。

【〇〇委員】博多口と筑紫口では全然違うというところなど、いろいろな意見があつて、筑紫口のほうもなんとか、表だけで裏はいいのかみみたいな話もありますので。

【会長】あと、降りたときに福岡市の情報がきちんと出ているかという、あまり出ていないような気がするのです。パンフレットもバラバラだし、そういうところの来訪者に対するホスピタリティが少し欠如しているのではないかと。

【〇〇委員】おもてなしのまち福岡という実質を今付けようと、議会のほうでも皆さんからいろいろなご意見が出ているんです。

【会長】是非、お願いします。

今まで考えていたことで、この際言うておくことはありませんでしょうか。これで今年度の審議会は終わりますね。頑張ってきていただきましたけれども、なお一層、ここは、というご意見はありませんか。

【〇〇委員】本日の最初の意見と少し重なるのですが、景観法は今回の景観形成地区であるとかそういった手続き規定が割と入り組んでいて、私は弁護士として、法律の専門家としてこちらの会に参加しているのですけれども、やはりわかりにくいというのが法の印象だったんです。とりわけわかりにくい構造になっていると思うのですけれども、景観法は市民にもっと利用してもらいたい、景観に興味をもってもらいたいという、市民参加を促すための法律だったわけですので、ぜひもっとわかりやすい、実際市民が利用する場合にはわかりやすく、「このこのを見ればすぐにわかるんだ」、「こういうふうにご利用していただけるんだ」と、市民からの提案をもっと出しやすくするためには、本当にわかりやすくする工夫が必要だと思うのです。審議会に参加するからといって一生懸命見ないとわからなかったわけなので、それをぜひ行政のほうで、市民にわかりやすい、そういうメニューを是非提案していただけたら、非常に良くなるんじゃないかと思います。専門家じゃないとわからないものではなく、市民の誰が見てもわかるような形に是非とも広報をよろしく願いいたします。

【会長】ありがとうございます。

【〇〇委員】折角ですから。私は先ほども言いましたように、今から周知を図って、いわゆる建設をする側にも十分な周知と協力を得てということをお願いしました。罰則もできているということですから、罰則に至る前に建設する側もきちんとした協力をすべきだという、これを、市として毅然とした形で、是非実効性の担保をしていただきたいと思います。それが今、なかなか難しくなっているんですね。建築基準法の関係で言うとマンションが建つときに、強引に住民の意見を一切無視してということも、今建築業界も深刻にはなってきていますので、もっと住民の意見を聞いていいではないかということでも、無視するということが起こっています。それは法の下に起こっているということですので、そうではなくて、福岡市内で建てる時には紛争が起こらないように、住民との協調を求めてということに、市が住民の立場にたって毅然と指導ができるように、是非していただきたいと思います。そのためにも住民にこういう制度があるのだと周知していただきたいし、そして業界のほうにも守るべきということを、十分徹底していただきたいと思います。

【会長】ありがとうございます。景観は何となくわかりにくい、何をするのかわかりにくいと言われてきておりましたけれども、やはり福岡市としての気持ちの優しさとか心の優しさを伝える一つの大きな媒体ではないかなと思います。そこのところが、都市をこれから発展させていくというふうを考えて、この制度自体をきちんと運用して、また前向きに良いものはどんどん取り入れていく、そういう柔軟な考え方が必要だと思います。今回出された方針の中に市民参加という記述がありますが、私は少し違うと思っています。市民参加ではなくて、市民が主体的に考えていくということが大事なのではないか。これから福岡市はどんどん変わっていく。その中でいろいろな活動が活性化し、市民が主体的に地域を運営していく、という発想に変わっていくように期待して、今回のこの審議会を終わらせていただきたいと思います。

本当にたくさんのご意見ありがとうございました。

それでは、これをもちまして第15回福岡市都市景観審議会を終了いたします。ありがとうございました。

(閉 会)